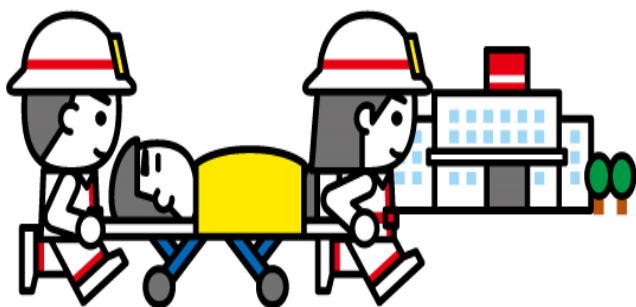
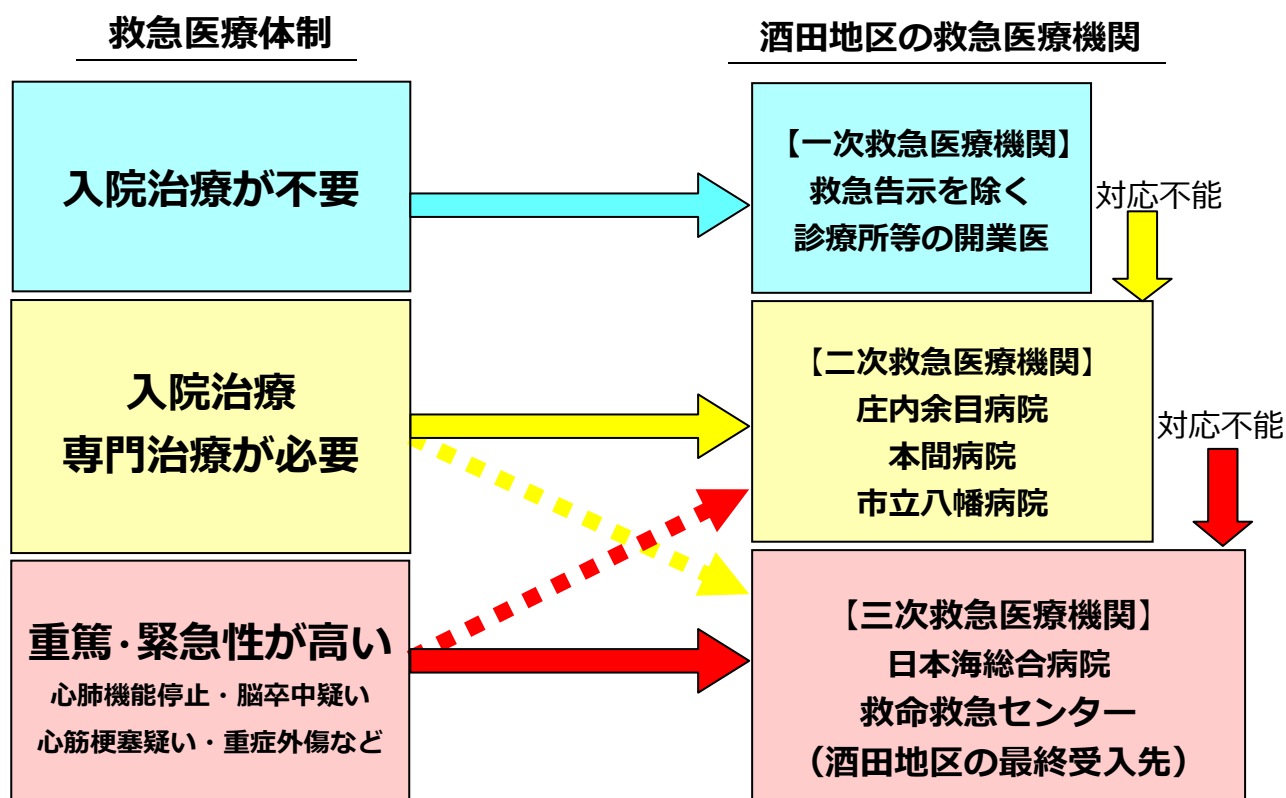


ご希望と異なる搬送先になる場合があります。

救急車の収容医療機関は、重症・重篤な方を確実に収容するため、一次、二次、三次の救急医療体制を整えています。

ご希望と異なる搬送先になる場合がありますので、ご理解をお願いします。

実施基準に基づいた救急隊の医療機関選定



【実施基準】

山形県は、重症や緊急性の高い傷病者を、確実に受入れる医療機関を確保するため「傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を平成23年4月1日から運用開始しています。

救急車や日本海総合病院救命救急センターは「限られた医療資源」であることを理解いただき、助け合いの気持ちを持って適切にご利用をお願いいたします。

【酒田地区救急医療対策協議会】

[お問い合わせ] 酒田地区広域行政組合消防本部

警防課高度救急推進室 TEL 61-7115

救急ワークステーション TEL 26-9411